

畜産いしかわ

LIVESTOCK INDUSTRY OF ISHIKAWA

地活40号 発行人：石川県 平成14年8月30日発行



ご挨拶

社団法人 石川県畜産会

会長 角 光雄

畜産生産者の皆さんを始め関係各位には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当会の事業推進については、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の畜産情勢は、昨年より BSE によって大変な状況に遭遇している訳でございますが、一方では、環境問題や後継者難による先行き不安から飼養戸数の減少が続く等、依然として厳しい状況であります。

この難局を乗り切つため、国や当県においても BSE に対応する各種施策が実施され、畜産経営の発展に鋭意取り組まれているところでありますが、当会においても肉用牛の価格安定対策を積極的に実施し、畜産経営の安定的発展に貢献したいと考えております。

また、従来から実施している経営診断指導事業を始め、情報提供、消費拡大、環境保全、畜特資金などの各種事業も積極的に対応する所存でございます。

本年度もこの「畜産いしかわ」とおして、皆様方へ畜産現場の情報を速やかに提供し、消費者の皆さんに喜ばれる安全で美味しい畜産物の生産に繋げていきたいと考えております。

「畜産いしかわ」の発刊に当たり、いろいろとご協力頂きます関係機関を始め、関係各位に心より感謝申し上げますと共に、一層のご支援とご協力をお願い申し上げますと致しませう。

目次

CONTENTS

- 死亡した牛の届出が義務化されました ……2
- 畜産物の安全性対策を消費者の安心・信頼にどうつなげるか ……3
- ビタミンA制限による能登牛の肉質向上 ……4
- 第8回全国和牛能力共進会 県代表牛決定!! ……6



石川県畜産会は

石川県及び中央畜産会との連絡協議と、会員各位の理解と協力のもとに、国際競争力を念頭にいた経営改善指導と情報提供等に努めています。

そして生産性と収益性が高く足腰の強い畜産経営の育成にお手伝いします。

死亡した牛の届出が義務化されました

～7月4日にBSE対策特別措置法と関係法令の改正が
施行され、死亡牛の届出などが義務化されました～

1

死亡した牛の 届出と検査

24ヶ月齢以上の死亡牛を検案した獣医師（獣医師がいない場合は死体の所有者）は、その地域を管轄している家畜保健衛生所に届け出ることが義務づけられました。

また、平成15年4月1日から、24ヶ月齢以上の死亡牛は、原則として、家畜伝染病予防法に基づくBSE検査を受けることとなります。

3

飼料の適切な 製造と使用

飼料メーカーなどの関係帳簿の記載事項の追加や保存期間の延長（2年→8年）がなされ、これによって、飼料に問題が発生した場合に流通状況等が一層把握しやすくなりました。

農林水産大臣や都道府県知事は飼料メーカーなどが保有する有害な飼料について廃棄等を命令できるようになりました。

都道府県知事は、飼料の使用者に対して飼料の使用状況を検査することができるようになりました。

2

牛の 個体情報の 提供等

牛の所有者は、1頭ごとに個体を識別するため耳標をつけ、生年月日、移動履歴などの情報を提供することが義務づけられました。また、法的な義務ではありませんが、飼料を使用する段階においても飼料の購入状況や給与状況を記帳・保存するなどの対応が望まれます。

4

獣医師の 診療簿等の 保存

獣医師が牛、水牛、しか、めん羊、山羊に対して診療、検案を行った場合は、診療簿、検案簿について8年間保存することが義務づけられました。なお、その他の動物に対して診療、検案を行った場合の診療簿、検案簿の保存期間は従来どおり3年間となります。

畜産物の安全性対策を消費者の 安心・信頼にどうつなげるか

衛生指導課
島野 健

昨年の BSE 発生、食肉の偽装表示事件以来、「食の安全・安心」について様々な論議が行われ、「BSE 問題に関する調査検討委員

会報告」において、今後の食品行政のあり方が提言されたので、その内容と安全性対策について以下に述べます。

1. 新しい食品安全行政組織について

新しい食品安全行政は、消費者の健康の保護が最優先に掲げられ、リスク分析*をベースとしている。(図1：組織図)

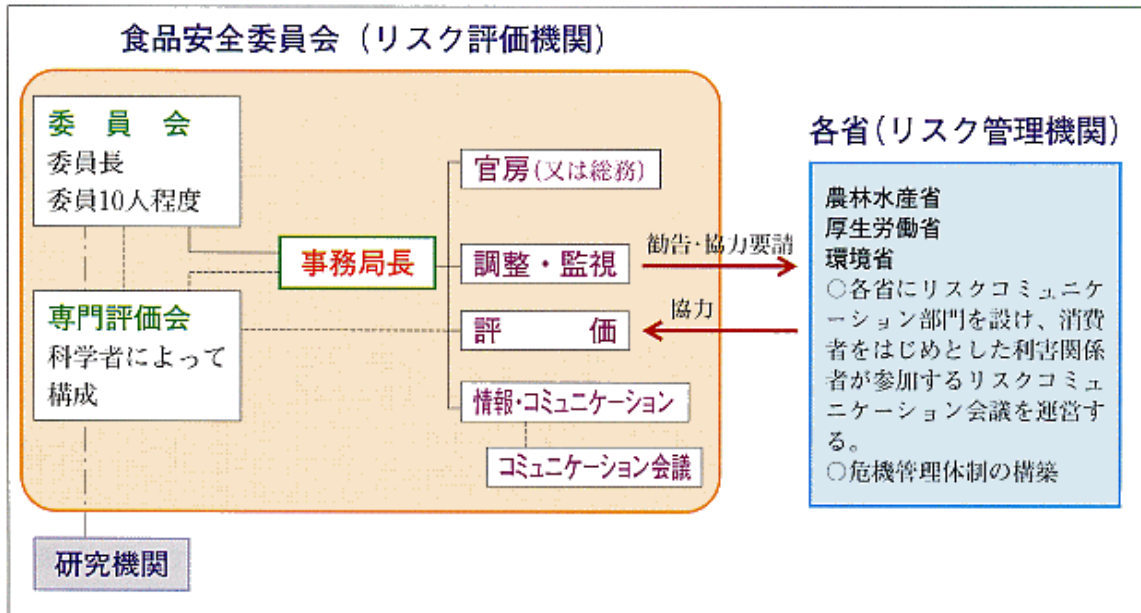
リスク評価を担う新しい機関として「食品安全委員会」を設置、関係各省から独立する。消費者代表、学識経験者、事業者代表が参画する合議機関とし、科学者をメンバーとする専門評価会も設置する。リスク評価に基づいてリスク管理を実施するよう勧告並びに調整、監視できる。

リスク管理は農林水産省、厚生労働省、環境省等が利害関係者の合意によって、適切な政策、措置が決定・実施される。

情報・コミュニケーション（リスクコミュニケーション）の専門部署を「食品安全委員会」、リスク管理機関に設置し、コミュニケーション会議をはじめとして広範な消費者を対象とする公聴会、説明会、フォーラムなどの開催等を行う。

※リスク分析とは、消費者の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にするためのシステムで、「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3要素からなる。

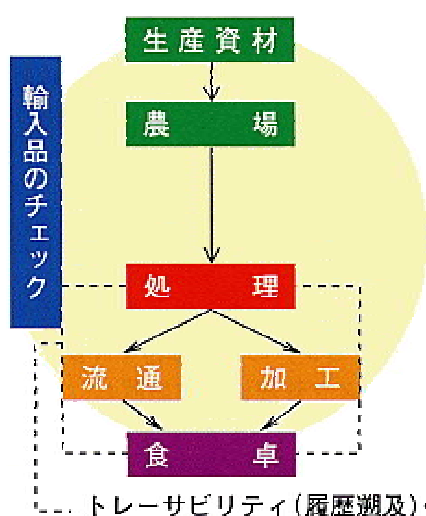
図1 組織図



新組織は、来年秋にスタートすることになるが、今後は地域における食品の安全性確保の体制をどうつくるか、住民の意見をどう取

り入れていくか、国の機関との連携をどうするかなど、重要な課題である。

2. 畜産物の安全性対策



- ・飼料の分析と品質管理及び検査の拡充
今年度より肉骨粉混入の有無を検査する
- ・ズーノーシスコントロール
BSE、O157、サルモネラ等の検査
- ・家畜の健康維持、衛生意識の向上（意識改革）
- ・生産物の衛生管理
衛生的乳質検査、鶏卵サルモネラ検査・添加物残留検査
- ・HACCPの導入
- ・HACCP適用
- ・第三者機関による監視

※ 平成13年度中に家畜個体識別システムを緊急整備し、全国約450万頭（県内1万頭）に耳標が装着された。これにより伝染性疾病発生時の牛の履歴が瞬時に把握できるシステムができた。しかしこれによって牛肉の安全性が確保されたということには直接つながらないが、今後は食肉処理、加工、小売段階までトレーサビリティ・システムが確立できれば消費者の安心・信頼につながることは言うまでもなく、一歩踏み込んで生産者が自主的に飼養管理情報を提供することにより、より付加価値のある畜産物が提供できることだろう。

3. 食に関する教育いわゆる「食育」の必要性

世の中には様々な健康食品があふれ、スリムで健康な体をもとめ我を忘れて飛びつき、拳げ旬の果ては、健康どころか死につながったという悲惨な現実を目の当たりにすると、「フードファディズム（食の流行かぶれ）」に陥らない食教育（食育）の必要性が出てきたことも否めない。学校教育において、食品の

安全性や公衆衛生及びリスク分析に係わる基礎的知識、農業や食品産業全般にわたる基礎的知識の習得、栄養や健康に関する教育を充実させ、食品にゼロ・リスクはあり得ず、情報をもとに一人一人が選択していく能力を身につけていくことの大切さを普及していく必要がある。

畜産
総合
センター

ビタミンA制限による 能登牛の肉質向上

生産技術課
干場 宏樹

はじめに

平成7年度より、県内で6ヵ月以上肥育され金沢食肉流通センターでと畜解体された和牛（黒毛和種）枝肉のうち、格付け4等級以上のものを「能登牛」として認定し銘柄化を図っております。しかし、脂肪交雑が低く、

締り・きめが悪いなどの理由で肉質4等級以上に格付けされる割合が全国平均より低く、また、ロース芯面積も小さいことから、平成11年度よりこれらの肉質向上を重点目標として肥育試験を実施しています。

1. 肥育試験の概要

県内産黒毛和種去勢牛10頭用い各区に5頭を配置して試験1、2について検討しました。

試験1：9～18ヵ月齢まで高蛋白質濃厚飼料を給与してロース芯面積の向上について検討

区分	高蛋白質濃厚飼料	ビタミンA制限
低蛋白区	×	×
高蛋白区	○	×

(低蛋白区：CPI2.8% 高蛋白区：CPI6.3%)

低蛋白区は市販の肥育配合飼料を、高蛋白区は市販肥育配合飼料に大豆粕を混ぜて蛋白質を高くし、両区とも体重比1.4%給与した。18ヵ月齢からは市販配合飼料に大麦とトウモロコシを混ぜ飽食とした。また、粗飼料は全期間を通して稲ワラを細かく切断し濃厚飼料に重量比5%混ぜたものと、チモシー乾草を飽食給与した。

試験2：12～18ヵ月齢時給与粗飼料でビタミンAを制限し脂肪交雑の向上について検討

区分	高蛋白質濃厚飼料	ビタミンA制限
対照区	○	×
制限区	○	○

濃厚飼料は、両試験区とも高蛋白飼料を体重比1.4%給与した。ビタミンAを制限するため、制限区は12～18ヵ月齢間のみ稲ワラを給与しその他の期間は乾草を飽食とし、対照区は乾草を全期間飽食とした。

2. 試験の結果

ロース芯面積は、9～18ヵ月齢時に高蛋白質濃厚飼料を給与した場合、いずれも県内平均値を上回るものでした。脂肪交雑については、12～18ヵ月齢にビタミンAを制限した区において県内平均値を上回る結果となりました。

表：試験結果と県内平均値の比較

区分	ロース芯面積 (cm ²)	脂肪交雑基準値 (Unit)	BMS%
県内平均値	47.7	1.34	5
試験1	低蛋白区	0.87	3
	高蛋白区	1.20	3
試験2	対照区	1.07	3
	制限区	1.67	6

県内平均値：H元～H13年11月石川県畜種評価結果(去勢)

した。

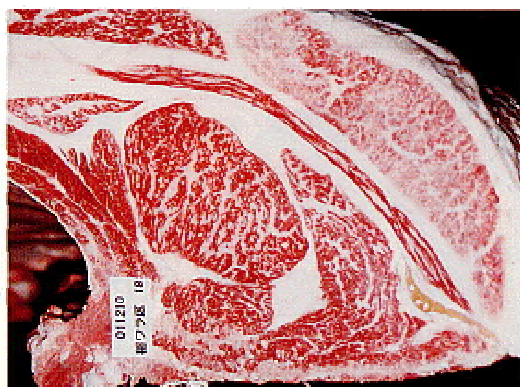
これらの結果から、肥育前期から中期(導入時から18ヵ月齢)までは高蛋白質濃厚飼料を給与し、肥育中期(12～18ヵ月齢)に稲ワラ給与でビタミンAを制限することで、ロース芯面積と脂肪交雑の向上が期待できます。

3. ビタミンA制限の留意点

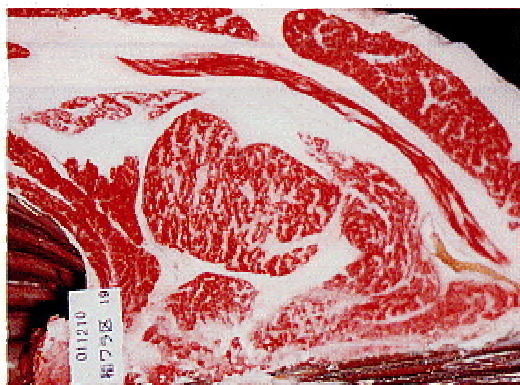
肝臓機能には個体差があり、群飼管理でのビタミンA制限には日頃の細やかな個体観察が不可欠です。極端なビタミンA制限は事故のもとです。欠乏症になると、食欲不振、発育遅延、皮膚被毛の粗剛、関節の腫脹、重度になると盲目になります。また、枝肉重量が小さいことや、筋間水腫(ズル)が発生し枝肉価格に影響します。このような症状を確認したときは、速やかに獣医師に相談し適切な処置をしてください。

導入時から12～13ヵ月齢までは乾草を飽食とし、丈夫な腹作りと肝臓に十分なビタミンAを蓄えることがポイントとなります。

(制限区の2頭)



BMS No 9 ロース芯面積 70 (cm²)



BMS No 9 ロース芯面積 50 (cm²)

第8回全国和牛能力共進会県代表牛 決定!!

今年9月26日～30日の間、岐阜県高山市を中心として開催される第8回全国和牛能力共進会の県代表牛が決定しました。

この共進会は5年に一度開催される和牛のオリンピックと呼ばれ、今回のテーマは「若い力と育種化で早めよう和牛改良、伸ばそう生産」で、産肉能力を用いた能力の向上、斉一化に努め、育種価評価の体制作りの基礎を早めることを目的に、県内より若雌牛13頭、

肥育牛11頭のエントリーがありました。

去る7月18日、柳田村において県最終比較審査が実施され、全国和牛登録協会の穴田勝人中央審査委員を中心として、県地方審査委員及び出品委員と厳格なる審査を実施し、決定しました。代表牛は和牛改良組合ならびに石川県の代表として、活躍されることを願います。

区分	出品月齢	名号	生年月日	父	母の父	産地	出品者
4区 若雌の2	17～20ヵ月 未満	やなぎ596	H13. 3. 14	照幸重	北国7の8	柳田村	柳田村 山口 善一
肥育牛	24ヵ月未満	光204	H12. 9. 28	美津福	北国7の8	柳田村	能都町 瀬戸 正造
		光205	H12. 9. 29	美津福	寿高	柳田村	志賀町 板倉 久
		光206	H12. 9. 28	美津福	北国7の8	柳田村	能都町 瀬戸 正造

イベントのお知らせ

第17回 畜産フェア

1. 開催日 平成14年9月15日(日)・16日(月)
2. 開催時間 午前10時～午後4時30分
3. 開催場所 金沢競馬場内特設会場(金沢市八田町西)
4. 開催内容
 - ①先着入場者にスピードくじ進呈(豚肉、畜産加工品等)
 - ②畜産物試食コーナー(プリン、ヨーグルト)
 - ③子供コーナー(各種ゲーム)
 - ④体験乗馬コーナー
 - ⑤販売コーナー(農畜産物)
 - ⑥プレゼントコーナー(競馬品のグッズ)

編集後記

去る7月4日にBSE対策特別措置法と関係法令の改正が施行され、死亡牛の届け出などが義務化されました。(詳細は記事参照)
BSEに関しては消費者の皆さんにとっても重要な問題ですので、引き続き畜産関係者全員には頑張って頂きたいものです。
BSEに関連しての消費拡大も、「石川の農林漁業まつり」(10月19～20日、石川県産業展示館)等のイベントをとおして積極的に対応することになっておりますので、皆さんお揃いでご来場下さい。(T)

畜産いかわ 地活40号

編集●社団法人 石川県畜産会

金沢市才田町戊324-2

TEL.076-258-2252 FAX.076-257-8019

URL <http://ishikawa.lin.go.jp>

E-mail tiku-17@mailhost.mitani.co.jp

印刷●能登印刷株式会社

(この指図誌は県委託の地域畜産活性化推進事業によって刊行されているものである。)